農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き

令和3年11月

大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室

農林水産省

目 次

0	本手引書	にお	ける	用語	吾の	用	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	٠		2
I	はじめに	-																											
1	. はじめ	に			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
2	市町村	が農	山漁	∖村拝	车	可i	能=	エネ	・ル	ギ	_	法	を	活	用 🤻	する	3;	וא	ノッ	<i>i</i> ト	•	•	•	•	•	•	•		5
3	農山漁	村再	生可	能コ	ニネ	ル	ギー	一注	きに	基	づ	<	取	組(の	たれ だれ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	1			•	•	•	•	•		•	•		6
4	農山漁	村再	生可	能コ	こネ	ル	ギー	一注	きの	推	進	体	制																7
	(参考)	国の	相談	窓口	11=	つ	いて	C																					
Π :	基本計画	īにつ	いて	•																									
1.	基本計	画作	成の	契機	姕	•	•		•		•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•		10
2	. 協議会	を活	用す	るメ	IJ	ツ	 	-			•		•		•	•	•			•	•	•	•	•		•	•		11
3	. 協議会	の構	成員	とす	えめ	ら	れる	る役	割		•		•										•			•			12
4	. 協議会	で協	議す	゙るオ	ピイ	ン	 																						15
	協議会					•					•																		17
6	協議会	運営	のフ	\Box	- 図																								18
	基本計						-		•	•	•	•	•	•	•		-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		19
Ш :	基本計画	īの実	施に	つし	いて	(設値		と備	計	画	の	作	成領	等を	を言	含す	<u>;</u>)											
1.	基本計	画の	実施	に当	当た	つ.	70	の役	害		•		•			•													29
	設備整																												
	1) 設備							実施	売の	丰	続	フ		_															30
	2) 設備								•		•																		31
•	3) 設備						申言	書																					38
•	4) 設備																												40
		整備				-	•																						41
•	6) 設備			-	-		ഗ†	ね諄	É																				43
	7)協議						•		~																				45
\	, 市町村					=	(≣	设储	由較	借	≘ +	画	ഗ.	宝	紘』	₩:	묘 <i>(</i>	D Æ	在記	9)									46
3		11-6	םו ש	1 - 4 1	روب						ПΙ	بصر	0)	<u> </u>	اکار	/\ <i>/</i> .	<i>)</i>	ΖН	ᆂᇝ	<i>></i> /									
			借計	·画 <i>の</i>	く動	定の	⁄ກ II	区沿	š I		•	-	-	•	•	•	•					-	•		-		•		47
4	. 認定設	ぱ備整					の耳	汉 洋	りし ・		:	:	:	:		•			•	•	•	•	•	:	:	:	:	•	47 49
4 5	. 認定設 . 基本計	は備整 一画の	見直	[l·	変	更		仅消 • • •	りし ・ ・		:	:							•	•	•	•	•	•	:	:	:	:	49
4 5	. 認定設	は備整 一画の	見直	[l·	変	更		仅消 • • •	当し ・ ・	•	:	:		•				•		•	•	•	•	:	•	:	•	•	

〇 最後に

〇 本手引き書における用語の用法

✓ この手引き書での用語の定義は、以下のとおりです。

〇再生可能エネルギー発電設備:

- ① 太陽光パネル、風車、水車等再生可能エネルギー源を電気に変換する設備。また、小水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のように、通常建屋を必要とする場合には、その建屋の敷地を含みます。
- ② ①の設備の附属設備。蓄電池、パワーコンディショナー、管理施設、電線、電柱、導水路、地熱発電用井戸等①の設備を用いた発電、変電、送電又は配電に必要な設備を含みます。木質バイオマスのストックヤード、コージェネレーション設備その他の①の設備の利用上必要であり、かつ、その規模がこれらの設備の利用のために適切な規模である設備を含みます。

〇基本計画:

市町村が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に基づき作成する、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画をいいます。

〇設備整備区域:

基本計画において定める、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域をいいます。

〇設備整備者:

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする方をいいます。

〇設備整備計画:

設備整備者が作成する、再生可能エネルギー発電設備の整備に関する計画をいいます。市町村の認定を受けた設備整備計画は、認定設備整備計画といいます。

| はじめに

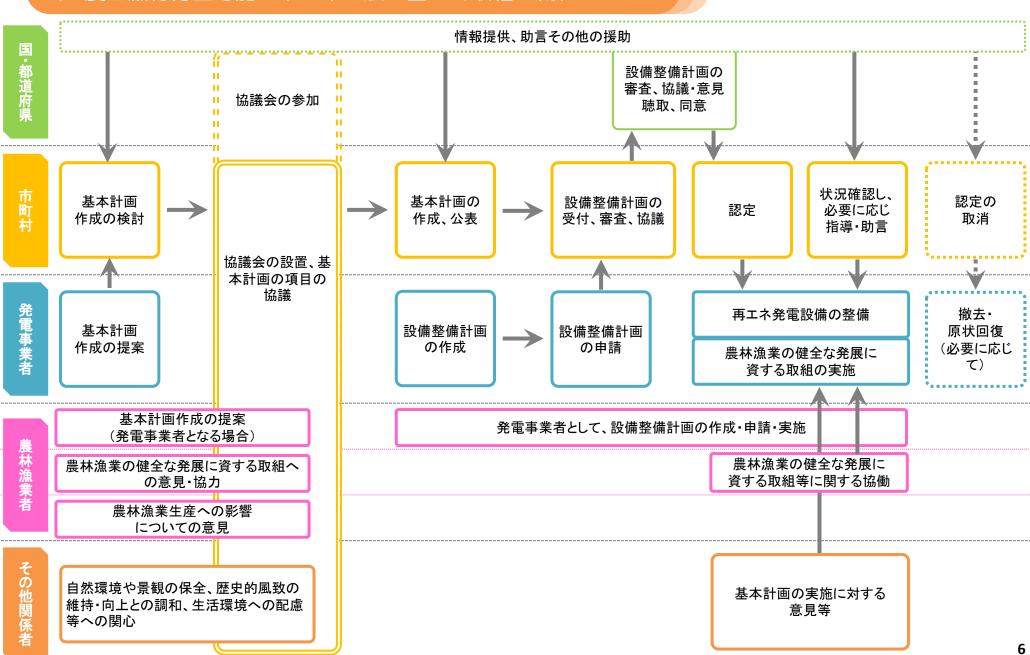
1. はじめに

- ✓ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号、 以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。)及び関連法令が平成26年5月に施行されました。
- ✓ この法律を活用して地域において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進していく上では、各市町村においては基本計画を作成し、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者においては設備整備計画を作成して基本計画を作成した市町村の認定を得ることが、それぞれ必要となります。
- ✓ 本手引き書は、これら基本計画、設備整備計画の作成に当たり、市町村の御担当者、設備整備者、農林漁業者を始めとする地域の関係者の方々の参考となるよう作成したものです。
- ✓ なお、本手引き書は、関係する皆様方からいただいた意見を踏まえて、より使いやすいものとなるよう随時改訂しております。ご不明な点等がございましたら地方農政局等、国の相談窓口にご連絡くださいますようお願いします。

2. 市町村が農山漁村再生可能エネルギー法を活用するメリット

- ✓ 農山漁村再生可能エネルギー法は、農山漁村に豊富に存在する資源を、農林漁業との調和を図りながら再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業・農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくための枠組みです。
- ✓ 本法は、各市町村が、地域の基幹産業である農林漁業の発展に必要な農林地等を確保しながら、再生可能エネルギー 発電を契機とする農山漁村の活性化を図る上で、有効なツールを提供するものです。
- ✓ 本法を活用し、再生可能エネルギーにより農山漁村の活性化を図っている先行事例もまとめていますので、ご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html#zirei
- 1. 多様な関係者が参加する協議会における協議等を経て作成される基本計画において、その市町村が目指す再生可能 エネルギーの導入のあり方や具体的内容を示すことで、地域主導の再生可能エネルギーの導入を推進することができる
- 2. 基本計画において設備整備区域を設定することにより、市町村の区域内での再生可能エネルギー発電設備の整備を農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に誘導することが可能となり、市町村の望ましい土地利用との整合性を図ることができる
- 3. 農林漁業上の利用と再生可能エネルギー発電のための利用との調整を適正に行う仕組みを設けることにより、未利用地・低利用地や農林漁業に必要な農林地や漁港等の機能を維持しながら、再生可能エネルギーの導入を進めることができる
- 4. 協議会を活用することにより、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めることができる(市町村にとっては企業立地が進むのと同様の効果)
- 5. 再生可能エネルギー発電の利益を、設備整備者が行う農林漁業の健全な発展に資する取組を通じて地域に還元することができる
- 6. 設備整備計画の認定を受けることにより、「地域資源バイオマス発電設備」であることを証明できるため、バイオマス発電の認定設備整備者は出力制御ルール上の優遇措置を受けることができる。

3. 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の流れ



4. 農山漁村再生可能エネルギー法の推進体制

- ✓ 農山漁村再生可能エネルギー法は、協議会を活用しながら、市町村が主導して農林漁業の健全な発展と調和のとれた 再生可能エネルギー発電を推進するための枠組みです。
- ✓ 国·都道府県は、相談窓口の設置や情報提供等により、市町村をサポートします。

国

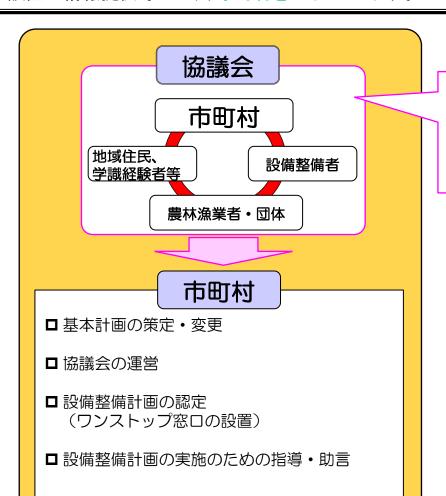
農林水産省 経済産業省 環境省

- □基本方針の策定
- 農林漁業との調和
- 農林地や漁港等の適切な 利用調整等
- □ 農地法、森林法、漁港漁 場整備法等の知見の提供
- □ モデル事例の紹介
- □相談窓□の設置

等

都道府県

- □ 資源賦存状況、立地条件 等の情報提供、発電の技 術的助言
- □ 都道府県の再生可能エネ ルギーにかかる取組の紹 介



- 再工ネの導入による地域の 活性化
- □ 農林漁業の健全な発展に資 する取組
- □ 農林漁業との土地利用の調整

設備整備者

- □ 発電設備の整備
- □ 農林漁業の健全な発展 に資する取組の実施

(参考) 国の相談窓口について

✓ 農林水産省では、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな支援を行うため、地方農政局等に相談窓口を設置しています。

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	a 011-330-8810
(北海道を担当)	
東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	8 022-221-6146
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)	
関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	a 048-740-0427
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・	静岡県を担当)
北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	& 076-232-4149
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)	
東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	a 052-746-6430
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)	
近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	3 075-414-9024
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)	
中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	3 086-222-1358
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山□県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担	当)
九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	& 096-300-6330
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)	
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	& 098-866-1673
(沖縄県を担当)	

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 ☎ 03-6744-1507

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html

Ⅱ 基本計画について

1. 基本計画作成の契機

基本計画 協議会の 協議会の 基本計画 基本計画 の検討 設置 運営 の作成 の実施

- ✓ 基本計画は市町村が中心となって作成します。
- ✓ また、設備整備者から、基本計画の作成について市町村に提案をすることが可能です。

市町村のイニシアティブで基本計画を作成するケース

1. 設備整備者がいる場合

設備を整備しようとする場所等について市町村から設備整備者にコンタクト。この段階で、市町村は、地域活性化、土地利用調整等の観点から、まちの振興計画と連携させつつ、基本計画の作成を開始。

2. 設備整備者がまだいない場合

具体的な再生可能エネルギー発電設備の整備の計画に先立って、市町村が再生可能エネルギーの導入の検討を開始し、 地域の活性化、土地利用調整等の観点から、あらかじめ基本計画を作成。

設備整備者の方から市町村に基本計画の作成を提案するケース

発電設備の整備を行おうとする場所が決まっている段階で提案する場合

設備整備者が、発電設備を行おうとする場所を決めており、当該場所をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成を 提案(法第5条第6項)。

その他の方から市町村に働きかける場合

地域の活性化のための手法として、再生可能エネルギー発電の導入を考えている地域の方々が、その導入方法等も含めて市町村に相談し、基本計画の作成を要請。

2. 協議会を活用するメリット



- ✓ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、地域の活力の向上や持続的発展を図る上では、地域の関係者の相互の密接な連携を図ることが、成功の鍵です。
- ✓ 協議会は、設備整備者、農林漁業者、関係住民、学識経験者等の地域の関係者が一堂に会し、当該市町村における再 生可能エネルギーの導入のあり方や具体的な方法等について合意形成を目指して協議する場です。この場を上手に活 用することで、地域の農林漁業との調和の視点を持ちながら、地域への再生可能エネルギーの導入を進めることができ ます。
- 1. 市町村、設備整備者、農林漁業者、関係住民等のネットワークができる。
- 2. **地域資源の掘り起こし**とその活用についてのマッチングを行い、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入を進めることができる。
- 3. 農林漁業者等が求める売電収入の地域還元を把握することができるとともに、地域の関係者が持つ様々なアイデアを引き出すなど、より一層の地域の活性化の起点とすることができる。
- 4. **設備整備者が、農林漁業が地域経済・社会の発展に果たす役割の重要性を理解**する機会を持つことができ、農林漁業の健全な発展との調和を意識しながら、再生可能エネルギーの導入を進めることができる。
- 5. 農林漁業者や関係住民その他の再生可能エネルギー発電設備の整備の影響を受ける可能性がある者の懸念を具体的に把握し、その懸念を払拭するための議論を行うことができる。
- 6. 再生可能エネルギーを活用して地域の活性化を図るという共通の目的を共有することで、再生可能エネルギーに対する地域の理解が醸成され、設備の整備や運転に対する地域の理解と協力を引き出すことができる。
- 7. 国や都道府県のエネルギー・環境部局や関係法令担当部局の職員を構成員やオブザーバーとすることで、各種施策 の活用の検討や関係法令に基づく手続をスムーズに進めることができる。
- 8. 金融に知見のある方を構成員とすることで、発電事業の事業性やリスク等についてファイナンス面から評価を行い、より確実な取組の実施を図ることができる。

3. 協議会の構成員と求められる役割

基本計画 協議会の 協議会の 単本計画 の検討 設置 運営 の作成 の実施

【協議会の主な構成員と期待される役割】

	構成員	主な役割						
市町村		協議会の主宰基本計画の作成と実施の責任主体						
設備整備者		• 発電設備の整備計画、予定している「農林漁業の健全な発展に資する取組」の内容を説明						
当該市町村の区域 漁業者の組織する	或内の関係農林漁業者・農林 る団体	発電設備の整備予定地やその周辺地域における農林漁業生産の状況・計画の説明「農林漁業の健全な発展に資する取組」への知見の提供や協働						
関係住民(隣接市	町村の関係住民を含む。)	・ 発電設備が居住地域やその近隣に整備される場合、自然環境、生活環境等への影響を踏まえたものとなるよう意見の表明・ 市民出資等を通じた協働						
学識経験者		• 再生可能エネルギーや地域活性化などに関する専門的な知識の提供や協働						
その他の当該	(例)金融機関の方	・ 発電事業の事業性、リスク等について、ファイナンス面から把握・評価						
市町村が必要と 認める者 	(例)国や都道府県の担当者	• 地域における資源の賦存状況の調査結果や当該都道府県の支援措置、各種の土地利用、 規制立法の内容等についての紹介						
	(例)一般送配電事業者の方	・ 出力制御の見通しや日本版コネクト&マネージの説明						

【留意点】

- √ 設備整備区域に農用地を含める場合は、農業委員会の委員やその事務局職員を構成員とすることが重要です。
- ✓ 設備整備者が特定されている場合には、当該設備整備者を協議会の構成員とし、協議会の場を地域の理解を得る機会として活用することができます。
- √ 設備整備者が複数いる場合は、全ての事業者を構成員とするか、発電事業者の意見を代表できる者を構成員とすることが望ましいものと考えられます。
- ✓ 設備整備者があらかじめ特定されていない場合でも、特定された段階で速やかに構成員に加えることが望ましいと考えられます。
- √ 設備整備区域内やその近隣で生産活動を行うなど、農林漁業の生産活動に影響を受けるおそれのある者を構成員に加え、その理解を得ていくことが重要です。
- ✓ 上記のほか、それぞれの地域の実情に応じ、必要な知見をお持ちの方を構成員として入れてください。
- ✓ 市町村は、協議会の構成員として加わりたい旨の申出があったときは、積極的に応じるようにしてください。
- ✓ 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく農地法の特例措置を活用し第1種農地を設備整備区域に含めようとする場合は、設備整備計画に 記載する「農林漁業の健全な発展に資する取組」について、設備整備者を構成員とした協議会での協議が調っていることが必要です。
- ✓ バイオマス発電の場合は、原料供給に関与する農林漁業者等を構成員とすることが望ましいと考えられます。

【協議会規約のイメージ】

〇〇協議会規約(例)

令和〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、〇〇協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、〇県〇市〇(〇庁舎内〇階)に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進に関する法律(平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。)第6条第1項の 規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可 能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基 本計画」という。)の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

(協議)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
- 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電 設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関す る協議会の構成員の役割分担
- 三 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- 四 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、 土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関 する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- 一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの 活用方法
- 二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- 三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に 関する権利調整

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
 - 一〇〇市(町、村)
 - 二 ○○(再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者)
- 三 〇〇(農林漁業者)
- 四 〇〇(農林漁業団体)
- 五 〇〇(関係住民)
- 六 〇〇(学識経験者)
- 七 その他協議会が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所(構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選仟)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 〇名
- 三 監 事 〇名
- 2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に 報告しなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、O年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまで の間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その 役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の〇日前 までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与 えるものとする。
- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議

(会議の招集)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、構成員の〇分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を あらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第15条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第17条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- ー 協議会規約及び前条各号に掲げる規定
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第7章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第19条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第11条に準じ、会 議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第20条 協議会を解散する場合は、構成員の〇分の〇以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第8章 雑則

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

4. 協議会で協議するポイント



✓ 協議会では、基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行います。

【基本計画の作成に当たっての協議事項】

- 1. 地域の特徴ある資源を活かして、どのような種類、規模で再生可能エネルギー発電を促進するのか
- 2. 地域の農林漁業に必要な農林地等の確保を図りつつ、発電設備の整備をどの場所に誘導することが適当か
- 3. どのような農林漁業の健全な発展に資する取組を行うのか、また、売電収入の活用を含め費用負担の在り方をどうするか
- 4. 具体的に、誰が、どのように発電事業や農林漁業の健全な発展に資する取組を進めるのか

等

【基本計画の円滑かつ確実な実施のための協議事項】

- 1. 農林漁業の健全な発展に資する取組の実施等において、協議会の構成員でどのように役割分担をするか
- 2. 設備整備者が設備整備計画にどのような内容の農林漁業の健全な発展に資する取組を定めようとしているのか
- 3. 再生可能エネルギー発電設備を撤去する際の対応を見据えて、誰が費用負担するかその費用確保の方法、土地等を どのように原状回復するか

等

4. 協議会で協議するポイント(つづき)

基本計画 協議会の 協議会の 基本計画 基本計画 の検討 設置 運営 の作成 の実施

- ✓ 再生可能エネルギーの導入を農山漁村の活性化に結び付けていく上では、農林漁業との土地利用の調整や、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容等のみならず、再生可能エネルギー発電を地域振興にどのように活用していくかなどについても、協議会の構成員でアイデアを出し合うことが重要です。
- 1. 再生可能エネルギーで発電した電気の活用方法

例:災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給

2. 再生可能エネルギー発雷事業による地域雇用等への貢献

例:地域で活動する再生可能エネルギーファンドへの出資 地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負

3. 再生可能エネルギー発電事業に関する様々な権利の調整

例: 小水力発電における農業用水の利用に関する調整 漁港やその周辺の水域における発電事業に際しての漁業者との事前調整

✓ 協議会では、次回以降の協議や、基本計画の円滑かつ確実な実施のため、協議会における協議の記録又は概要を作成するとともに、広く地域の住民の理解を深めるため、それを公表することが重要です。

5. 協議会運営の留意点



- ✓ 協議を円滑に進めるために、協議会の構成員は、「農林漁業を大事にしながら地域で再生可能エネルギー発電の導入を進め、農山漁村の活性化を図る」という共通の認識を持つことが重要です。
- ✓ また、構成員がそれぞれの課題を持ち寄り、全員が自らの課題として受け止めることが重要です。
- ✓ そのため、市町村は、協議を進めるに当たって、協議会の構成員に対して、基本計画に定めようとする事項の内容やその実施に当たっての課題等について可能な限り具体的な説明を行うとともに、構成員に必要な説明を求め、協議会全体のコンセンサスが得られるようにしてください。
- ✓ 地域で理解を得ながら再生可能エネルギーの導入を進めるためには、会議の議事は、原則として、出席者全員の合意 形成が図られることをもって決することを基本とすべきです。
- ✓ 市町村は、基本計画を作成しようとする場合、協議会が組織されているときは、基本計画に定める事項について、当該協議会において協議をしなければなりません。

6. 協議会運営のフロー図

基本計画 協議会の 協議会の 基本計画 の検討 設置 選営 の作成 の実施

✓ 市町村の担当者向けに、協議会の運営について代表的な流れをフロー図にまとめました。

事前準備

協議会の進め方

協議会後の流れ

- 〇市町村の活性化方針
- 〇必要な情報収集
 - ・土地、事業者の情報
 - •関係法令•行政計画 等
- 〇協議会構成員の検討 (P12を参照下さい)
- 〇協議会規約案の作成 (P13を参照下さい)
- 〇基本計画案の作成 (P19~27を参照下さい)

第1回

- 協議会規約の承認
- ・法の説明(国)
- ·基本計画案の説明(市町 村)
- ・発電設備の整備の計画 案の説明(設備整備者)
- •上記の協議

第2回以降

- 協議会での議論を踏まえた基本計画案、発電設備の整備の計画案の修正
- •基本計画案の決定

- 〇協議会を踏まえた基本 計画の作成・公表
- 〇設備整備者が申請した 設備整備計画の認定 (計画の審査・協議)
- 〇設備整備計画の進捗状 況の把握
- 〇設備整備者へ必要な指 導·助言等の実施
- 〇必要に応じた基本計画 等の見直し
- (P29~49を参照下さい)

7. 基本計画の作成・公表



- ✓ 農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電が促進されるためには、法の 基本理念や国の基本方針に即し、市町村による基本計画が適切かつ速やかに作成され、円滑かつ確実に実施される必 要があります。
- ✓ また、市町村は、基本計画を作成するに当たっては、協議会の場等において地域の農林漁業の実情に詳しい関係農林 漁業者やその組織する団体の意見を踏まえることが重要です。そして、地域の関係者の間で十分なコンセンサスを形成 した上で、基本計画を作成することが重要です。
- ✓ 市町村が作成した基本計画を広く住民や事業者に周知することで、さらに地域での再生可能エネルギー発電の取組が 広がることも期待されます。このため、基本計画を作成されたときは、市町村の公報やホームページへの掲載等により、 遅滞なく、これを公表するよう努めてください。
- ✓ また、市町村は、国の相談窓口との間で情報を共有する観点から、基本計画を作成した旨を最寄りの国の相談窓口に 御連絡ください。公報で公表した場合は当該公報を郵送し、ホームページで公表した場合はそのURLを電子メールでお知らせいただけると幸いです。

次のページからは基本計画の 作成のイメージを示しています。

【基本計画のイメージ】

- ✓ 市町村は、協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら、基本計画を作成することが重要です。
- ✓ また、地域の関係者の方々は、それぞれの役割に応じ、基本計画の円滑かつ適確な作成・実施に向けて積極的に協議に 参画することが求められます。
- 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の中山間地域では農業や酪農等が行われている。また、山間部においてスギなどが生産されているほか、沿岸部ではカキ養殖業等も営まれている。しかし、農林漁業者の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方、本市は、日射量が多く太陽光発電に適した特性を有しているほか、山間部や沿岸部では一年を通し安定的な風が吹き風力発電に適した特性を有している。また、本市は、県内でも有数の酪農地帯であり酪農家等から相当量の家畜排せつ物が排出されているほか、山間部を中心に木質系バイオマスが多く賦存している。これらの未利用な地域資源を、再生可能エネルギー源として有効に活用する。

このため、山間部に風力発電設備を整備し、周辺地域において直売所を整備することにより、農業経営の改善を図る。また、農業上の再生利用が 困難な荒廃農地を活用した太陽光発電の導入、農業用水路を活用した小水力発電の導入、家畜排せつ物を活用したバイオマス発電の導入を行う。さらに、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。加えて、沿岸部の漁港区域内に風力発電設備を整備し、併せて加工施設を整備することにより漁業経営の改善を図る。その際、地域の農林漁業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収入が地域に直接還元されるよう努めることとする。

記載のポイント

- ・市町村内の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の 保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、適切に定めてください。
- ・未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の政策との整合性を図ってください。
- ・市町村内においてどのような再生可能エネルギー電気の発電を促進するのか、市町村内で農林漁業が果たしてきた役割や現状、課題等を具体的に記載してください。
- 再生可能エネルギー電気の発電による収入等を活用した農林漁業の将来の発展方向について明らかにしてください。
- •「7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況 についての評価」に関する事項をここに併記することも可能です。
- ・バイオマス発電の場合は、未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用するもの(地域に存するバイオマスの利用比率を年間を通じて原則8割以上確保するもの)を促進する旨を記載することが望ましいと考えられます。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

	地区	区域でまた	地目	*	五 種 (122)	備考	
		区域の所在	登記簿	現況	面積(m²)		
	а	A市△△1-2	\blacksquare	\blacksquare	□m²	バイオマス発電設備の整備	
	b	A市△△2−4	原野	畑	♦m²	太陽光発電設備の整備	
	С	A市△△3−1、5−2、7、9、10	山林	山林	100m ² ×5	風力発電設備(5基)の整備	
	d	A市△△4−3	00	00	1 0 m ²	附属設備の整備	
F							

[※]地目は基本計画策定時のものです。

記載のポイント

- ・市町村は、市町村内の未利用地や荒廃した土地等を優先的に再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(以下「設備整備区域」という。)に含めるようにしてください。
- ・設備整備区域に含めようとする農林地又は漁港若しくはその周辺の水域の面積又は範囲が、整備する再生可能エネルギー発電設備の規模から見て適当なものとしてください。
- ・日照量、風況、熱源分布、他産業への影響等の条件を考慮して定めてください。

(区域の設定の仕方)(詳細は、基本方針第3及び第5の1(2)並びにガイドライン第4の2(2)を参照してください。)

- ・農用地区域内農地及び甲種農地は設定できません。
- ・第1種農地にも、原則として区域設定を行うことはできませんが、①再生利用困難な荒廃農地か、あるいは、②再生利用可能な荒廃農地であって、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地であれば設定可能です。
- ・区域に林地を含めようとする場合は、保安林として指定されていない林地を優先的に用いてください。
- ・止むを得ず保安林を含めようとする場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにしてください。
- ・国有林を含めようとする場合は、森林管理局と十分な事前調整を行ってください。
- ・漁港又はその周辺の水域を区域に含めようとする場合は、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼすおそれがない ようにしてください。

(記載の注意)

- ・区域の所在の欄には、風力発電設備を複数基整備する場合、整備する場所ごとに区域の所在を記入してください。
- ・発電設備と異なる場所に附属設備を整備しようとする場合、その区域の所在を記入してください。

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
а	バイオマス発電(家畜排せつ物、メタンガス発酵)	250 k W	
b	太陽光発電	2,000kW	
С	風力発電	10,000kW	2,000kWを5基設置

記載のポイント

- ・市町村は、必要に応じ、設備整備者や再生可能エネルギー電気の発電について専門的な知見を有する者の意見を聞いた上で、設備整備区域 において整備する発電設備の種類及び規模を定めてください。
- ・バイオマス由来の発電設備を整備しようとする場合、バイオマスの種類(木質、家畜排せつ物、食品残さ等)及び発電方式(直接燃焼型、メタンガス発酵型等)を記載してください。また、事業化が可能な技術を用いたものとし、研究開発段階、実証段階にある技術を用いたものは避けることが重要です。

(参考)バイオマス利用技術の現状とロードマップについて(令和元年5月17日バイオマス活用推進会議)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に関する事項
b	(詳細が分かる地図を添付)	所有権移転等により優良農地を担い手に集約

記載のポイント

- 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に、この事項を定めてください。
- ・この区域を定める場合には、人・農地プランとの整合性を図るなど、市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、区域の設定や区域内で実施する 具体的な取組の決定を行ってください。

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考	
発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、 農業の生産性向上に資する取組		

記載のポイント

- ・農林漁業の健全な発展に資する取組については、地域の農林漁業の発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業・団体、発電事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討してください。その際、発電事業の継続が困難にならないよう、発電事業の収支や発電事業者の実行能力等を見極めながら検討してください。
- ・売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収入の一 定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに注意してください。
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組は、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとすることが重要です。 また、再生可能エネルギー電気の売電収入の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々の課題に応じた用途に支出 することとしても差し支えありません。
- 6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項
- (1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

記載のポイント

- ・再生可能エネルギー発電に当たっては、自然公園や原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、生息地 等保護区、鳥獣保護区の保全に支障が生じないように配慮してください。
- ・必要に応じ、自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討してください。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての 評価

(1)目標

今後10年間(○○年度まで)で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を○○MW 導入し(設備整備計画の認定件数△)、それにより総発電量○○MWh/年を目指すこととする。こうした取組の結果、再生可能エネルギー電気の発電による所得を□□億円まで向上させることを目指す。

記載のポイント

・市町村における再生可能エネルギー発電設備の総設備容量、当該再生可能エネルギー発電設備の総発電量、設備整備計画の認定件数、再生可能エネルギー電気の発電による所得の向上や、雇用の増大(特に木質バイオマス発電の場合)等の目標(目標の達成時期を含む。)を定めるようにしてください。

(2)目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、 認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、 達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

記載のポイント

- ・目標の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について自己評価することが重要です。そのため、認定設備整備計画の実施状況の調査、目標が達成されない場合の原因分析など、基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるようにしてください。
- 8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、 撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

記載のポイント

・再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に再生可能エネルギー発電設備が放置されないよう、当該設備の撤去に係る費用負担等について定めてください。また、認定設備整備計画が農地法、森林法等の特例措置を受けているものである場合には、当該認定設備整備計画の内容に反して再生可能エネルギー発電設備の整備を中止したとき等土地等の原状回復が必要となる場合には、それが適切に行われるよう定めてください。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

- ✓ 農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の 地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての 権利移転等を一括して行うことを可能とする制度です。
- ✓ 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域において、関係者との間での所有権の移転等を円滑 に行うためには、本事業の活用が有効です。
- (1)農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
 - 〇〇市は、農林地の効率的かつ総合的な利用の確保と再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備の促進を図るとともに、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が農林業の活性化を図るために取り組む活動を支援する。
 - そのために必要となる所有権等の移転・設定や農地転用等については、より円滑な用地の確保、権利移動等を行うため、所有権移転等促進計画を関係者の合意の上作成するものとする。

記載のポイント

- ・市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内で農林地所有権移転等 促進事業が行われることの具体的な意義を明らかにしてください。
- (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

移転される所有権の移転の対価の算定基準は、次のとおりとする。

- ア 同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して算定する。
- イ 対象となる土地が地価公示法第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合には、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する。

また、移転される所有権の移転の対価の支払い方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座に振り込みにより支払い、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。

記載のポイント

・本事業による所有権の移転の対価については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪めることとならないよう留意してください。

- (3)権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等
 - ①設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準は、次のとおりとする。

- ア 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合にあっては、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を 踏まえた期間
- イ 農林漁業関連施設の用地として利用する場合にあっては、その耐用年数、その運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間
- ウ 農地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間
- エ 林地として利用する場合にあっては、森林の育成に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間
- ②設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準は、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間とする。

③設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準は、次のとおりとする。

- ア 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代等については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査した上で算定する。
- イ 農林漁業関連施設の用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。
- ウ 農地の地代等については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該のうちの生産条件等を勘案して算 定する。
- エ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。 地代又は借賃は、毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込み又は持参により支払う。

記載のポイント

・本事業により設定又は移転される権利の存続期間については、その土地の安定的な利用に支障を来さないよう定めることが重要です。

- (4)農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項
 - ①農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件

有益費の償還等権利の条件を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

②その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

農林地所有権移転等促進事業によって成立する法律関係が明確になるよう、当事者間の契約の種類(売買、贈与等)を所有権移転等促進 計画に定めるものとする。

- 10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項
- (1)ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

A市、再生可能エネルギー発電事業者、A農業協同組合、A森林組合、A漁業協同組合等の関係者は、A市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

Ⅲ 基本計画の実施について (設備整備計画の作成等を含む)

1. 基本計画の実施に当たっての役割



✓ 基本計画の実施に際し、市町村、設備整備者、農林漁業者やその組織する団体などが、それぞれ以下のことに留意し、その役割を果たすことが重要です。

市町村の役割

- ▶ 作成された基本計画を積極的にPR。また、関係者等からの意見を踏まえて、基本計画の必要な見直し・改善を図ることが重要です。
- ▶ 設備整備計画の認定の手続の円滑化を図るため、窓口を一本化。
- ▶ 農林漁業の健全な発展に資する取組の達成度合いを把握。また、その進捗状況によって取組の内容を随時見直し。
- ▶ 設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する 取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を的確に実施。

設備整備者の役割

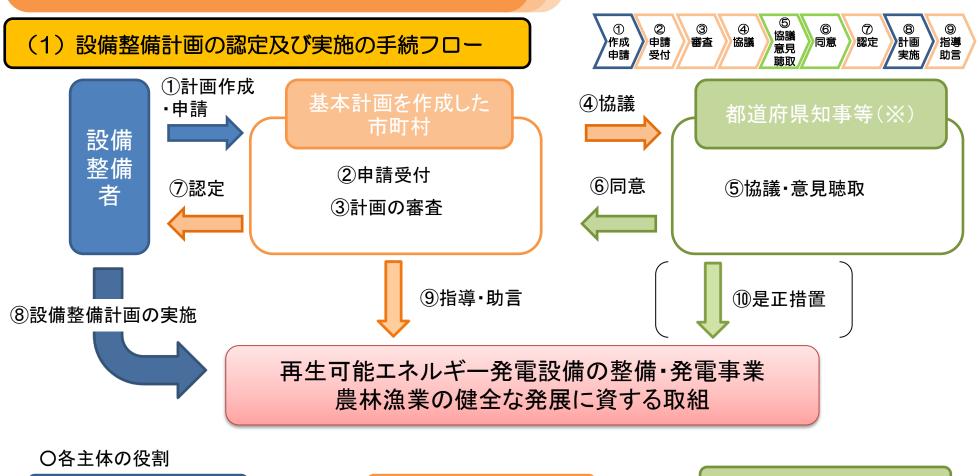
- ▶ 基本計画や設備整備計画に即し、再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業の健全な発展に資する取組を着実に実施するとともに、その進捗状況を市町村に報告。
 - ※ 認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定が市町村により取り消されることがあります。農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していない場合も同様です。
- ▶ 協議会の協議等の結果に即し、発電事業の事業期間の終了時又は途中で事業を中止する場合における再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法等について設備整備計画に具体的に記載。

農林漁業者・

農林漁業団体の役割

- ▶ 農林漁業の健全な発展に資する取組の検討に必要な知見を提供するとともに当該取組を協働して実施。
- ▶ 再生可能エネルギー発電事業からの受益が多い地域における再生可能エネルギー発電事業の主体となることが期待。

2. 設備整備計画の作成と認定



設備整備者

- ①計画作成•申請
- ⑧設備整備計画の実施

市町村

- ②申請受付
- ③計画の審査
- 4協議
- ⑦認定
- ⑨指導・助言

都道府県知事等(※)

- ⑤協議•意見聴取
- 6同意
- (⑩是正措置)

(2) 設備整備計画の作成



✓ 設備整備計画の作成に当たっては、以下の例に留意して作成することが重要です。

設備整備計画(作成の例)

1 申請者の概要

申請者(代表者)							
氏名又は名称:(株)○○エネルギー 住所又は主たる事務所の所在地:○○県△市□町×番地 連絡先 電 話 番 号:××××-××× E-mailアドレス:○○○@△△△△ 担 当 者 名:□□□□							
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)							
氏名又は名称: 住所又は主たる事務所の所在地: 連絡先 電話番号: E-mailアドレス: 担当者名:							

- (注)1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
 - 2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」 及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

- 2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容
- (1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容
- ①再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力 (kW)	年間発電量 (kWh)	建築 面積	発電設備の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名 称	備考
							登記簿	現況			
i	太陽光	00	ΔΔΔ	× m ^²	〇市△町	2-4	雑種地	同左	Δm²	(株)〇〇エ ネルギー	
ii											
iii											

- (注)1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
 - 2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 - 3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
 - 4「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。
- ※「7 特例措置に関する事項」の(注)についての詳細は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電に関する法律に 基づく設備整備計画の認定等に関する省令(平成26年農林水産省・環境省令第1号)別記様式第1号を参照してください。

2附属設備

番号	附属設備の種類	建築	附属設備の用に	地番	坩	自	面積	氏名又は	備考	
		面積	供する土地の所在		登記簿	現況		名称		
а	パワーコンディショ ナー	∆m [*]	i のとおり	同左	同左	同左	同左	(株)〇〇 エネルギー		
b										
С										

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「〇(①の対応する番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
 - 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地 の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 - 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
 - 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間									
i	OO年 ××月 △△日~ OO年 ●●月 ■■日									
ii	年 月 日~ 年 月 日									
iii	年 月 日~ 年 月 日									

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
 - 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を 記載すること。

(3)再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間									
i	〇〇年	●●月	■■日~	▲▲年	▼▼月	◎ ◎日				
ii	年	月	日~	年	月	∃				
iii	年	月	日~	年	月	∃				

(注)(1)①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

- (4)再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先
- (注)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

<記入例>

電力供給先: 〇×電力株式会社(接続検討申込済み)

年間売電収入見込み:〇〇〇〇kWh×売電単価=△△△△△△万円/年再生可能エネルギー発電設備の認定済み(認定日:〇〇年△△月××日)

- 3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - (1)農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 - 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

<記入例>

○○年××月△△日に開業する□□直売所の整備及び運営に係る費用として、年間売電収入見込みの約○%に当たる××万円を、○○年から20年間、毎年、□□直売所の運営を行っている■■農業生産法人に対して提供する。□□直売所の場所等の詳細は、(2)のとおり。

(2)農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号新記	新設等	施設の種 類・用途等	建築 面積	施設の用に 供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又	備考
						登記簿	現況		は名称	
ア	新築	農産物直売 所	×a	〇市△町		宅地	宅地	©a	■■農 業協同 組合	
1										
ゥ										

- (注)1 (2)は、(1)が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 - 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 - 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更 を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 - 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
 - 5「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所				
ア	氏名:■■農業協同組合(代表理事:○○ ▽▽) 住所:○市△町□□-××				
1	氏名: 住所:				
ウ	氏名: 住所:				

- (注)1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 - 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 - 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」 には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間					
ア	〇〇年	□□月	■■日~	〇〇年		月 ▲▲日
1	年	月	日~	年	月	日
ウ	年	月	日~	年	月	日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
- 4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1 及び別表2)
 - (注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。
- 5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー 発電設備の整備に際し配慮すべき事項

<記入例>

予定している再生可能エネルギー発電設備の整備については、環境影響評価法の対象事業には該当しないものの、自主的な環境影響評価を、××年〇〇月▲▲日から××年□□月▲▲日にかけて行った。その結果、当該整備による環境影響は認められなかった。結果については、自社HPで公表している。

再生可能エネルギー発電設備の整備を予定している土地の周辺の住民に対して、計〇回説明会を行った。

- 6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の	備考	
負担総額	確保の方法	
0000万円	発電開始後の5年間、年間売電収入の〇%を 〇〇銀行の口座に積み立てることにより、左記 の費用を確保する。	

- (注)1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。
 - 2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2)土地等の原状回復等

- (注)1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に 記載すること。
 - 2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

<記入例>

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後、6カ月以内に、〇〇株式会社の負担により、再生可能エネルギー発電設備を撤去するとともに、発電設備の用地を更地に戻すことを、発電設備の用地の所有者である口氏と契約している。詳細は、地上権設定契約書の写しを参照。

(3) 設備整備計画の認定の申請



- ✓ 設備整備計画の認定を受けようとする設備整備者は、市町村の基本計画の内容を踏まえて設備整備計画を作成し、当該市町村に認定の申請を行います。
- ✓ 設備整備計画の認定の申請に際し、必要な添付書類が揃っているか、以下のチェックリストを参考に確認することが重要です。

設備整備計画の申請の添付書類(必須のもの)

☑	番号	書類	備考
	1	定款又はこれに代わる書類	申請者が法人である場合に添付します。これに代わる書類とは、規約等をいいます。 申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約等の団体の組織及び運営に関する定め を記載した書類を添付することで代替できます。
	2	最近二期間の事業報告書、 貸借対照表及び損益計算書	これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を添付することで代替できます。
	3	再生可能エネルギー発電設備 の位置を明らかにした図面	再生可能エネルギー発電設備の位置や付近の状況を表示する地図(縮尺は10,000分の1程度)を添付してください。別表3-1から別表3-6までに添付する地図のうち、これと同じものは 省略することが可能です。
	4	再生可能エネルギー発電設備 の規模及び構造を明らかにした 図面	再生可能エネルギー発電設備の設計図を添付してください。固定価格買取制度の認定に用いた図面と同じもので可。
	5	土地等の権利者との間の契約 書等	再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定め た書類を添付。
	6	資金調達方法を証する書類	預金残高証明書、融資予定証明書等を添付。別表3-1に添付する再生可能エネルギー発電 設備等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面と同じ場合には、これ らの書類は省略することが可能です。
	7	バイオマスの原料調達先が確保 されていることが確認できる書類 等	バイオマス発電を行う場合に必要な添付書類です。原料調達先との契約書の写し等調達先や 量、価格が分かる資料を添付することが必要となります。自らの活動に伴いバイオマスを得る 場合には、その発生由来及び量が分かる書類を準備することが必要です。

※上記のほか、各個別法の特例を受けようとする場合には、他の添付書類が必要です。設備整備計画の様式の別表3-1から別表3-6までの注意書きをよく御確認ください。また、設備整備計画を申請しても市町村の認定がなければ各個別法の許可等があったとみなされないことに御留意ください。

設備整備計画の添付書類(農林漁業関連施設の整備を行う場合に必要なもの)

Ø	番号	書類	備考
	1	農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面	農林漁業関連施設の位置や付近の状況を表示する地図(縮尺は10,000分の1程度)を添付してください。別表3-1から別表3-6までに添付する地図のうち、これと同じものは省略することが可能です。
	2	農林漁業関連施設の規模及び 構造を明らかにした図面	農林漁業関連施設の設計図。
	3	資金調達方法を証する書類	預金残高証明書、融資予定証明書等。

※農林漁業関連施設には、以下の施設が含まれます。

施設	具体的な例
農業用施設	育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等
林業用施設	貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工 流通施設等
漁業用施設	漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁 獲物加工処理施設等
区域内農林水産物(※)及びその生産若しくは加工に 伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製 品を製造するための施設	ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等
主として区域内農林水産物又はその加工品を販売するための施設	直売所、道の駅等
区域内農林水産物を主たる材料とする料理の提供を 主たる目的とする飲食店	農家レストラン等
農林漁業の体験のための施設	農林漁家民宿、市民農園等
(上記の施設に附帯する施設)	(駐車場、駐輪場等上記の施設の利用上必要な施設)

(※区域内農林水産物:計画作成市町村の区域内において生産された農林水産物をいいます。)

(4) 設備整備計画の申請の受付



- ✓ 市町村は、設備整備計画の申請の受付に当たり、都道府県知事等への協議が必要となる内容が含まれるときは、認定申請のあった設備整備計画の内容や添付書類等の補正を求められることがないよう十分確認する必要があります。また、必要に応じて、設備整備計画の内容の是正等申請を行った設備整備者に対して助言を行い、設備整備計画の認定を円滑に行えるよう心がけることが重要です。
- ✓ 各個別法のワンストップ化というこの法律の趣旨に鑑み、市町村は、設備整備計画の認定の申請の受付からその後の 審査等の手続を迅速に処理を行うよう心がけることが重要です。また、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録 に残しておくよう努めてください。
- ✓ 市町村は、設備整備計画の認定申請を行った者に対し、市町村の認定がなければ、本法第9条から第15条までの各個別法に基づく許可等があったとはみなされないことを説明することが大切です。設備整備計画の認定前にもかかわらず設備整備計画に記載された工事等を開始すれば、農地法等の各個別法に基づく原状回復命令や罰則の適用がされる場合も考えられます。このことを伝えるとともに、工事等が開始されていないことを現地確認するよう努めてください。

(5) 設備整備計画の審査



✓ 市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合、提出された設備整備計画の内容が基本計画に適合するかどう か等の判断をした上で、認定の可否を判断します。

認定の際に御確認いただきたい事項

Ø	番号		確認事項	ポイント
	1		再生可能エネルギー発電設備の用に供する 土地の所在	基本計画に定めた設備整備区域の中にあるかを確認。
	2	基 本	再生可能エネルギー発電設備の種類及び規 模	基本計画に定めた設備整備区域において整備する再生可能エネルギー 発電設備の種類及び規模と対応しているかを確認。
	3	計画へ	農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	基本計画に定めた農林漁業の健全な発展に資する取組の内容に対応しているものか、実施場所や実施体制等具体的な内容を記したものであるかを確認。
	4	の適	再生可能エネルギー発電設備の整備に際し 配慮すべき事項	基本計画に再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項を定めている場合には、その内容と対応しているかを確認。
	(5)	性	再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原 状回復に関する事項	基本計画に再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項を定めている場合には、その内容と対応しているかを確認。

※市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地又は海岸保全区域に係る漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない 行為又は海岸法第7条第1項若しくは第8条第1項の許可を受けなければならない行為が設備整備計画に記載されている場合は、上記に加え、 それらについてもそれぞれ漁港漁場整備法又は海岸法の許可基準に照らして判断してください。

(5)設備整備計画の審査(つづき)



✓ 市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合、提出された設備整備計画の内容が基本計画に適合するかどう か等の判断をした上で、認定の可否を判断します。

認定の際に御確認いただきたい事項

番号		確認事項	ポイント
6		再生可能エネルギー発電設備の整備及び農 林漁業の健全な発展に資する取組を実施す るために必要な資金の額及び調達方法	発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施する資力があるか、資金調達先を確保できているかを確認してください。固定価格買取制度の認定を受ける場合は、売電先と売電収入見込みを確認。
7	実施	定款や規約等の内容	申請者が法人や法人でない団体である場合には、定款や規約等の内容 を確認し、再生可能エネルギー発電設備の整備や発電事業を行うことが できる組織であるか確認。
8	可能	地権者の同意	再生可能エネルギー発電設備の撤去や原状回復に関する地権者との契 約書等から、地権者の同意を得ているかを確認。
9	性	他の手続の状況	環境影響評価や固定価格買取制度に基づく認定等の他の手続の状況に ついて確認。
10		バイオマスの調達の確保	バイオマス発電を行う場合には、地域に存するバイオマスを主に活用するものになっているか、関係者の合意を得ているか、発電に必要な原料の安定供給体制が構築されているかを確認。

(6) 設備整備計画についての協議(市町村)



- ✓ 市町村は、認定の申請を受けた設備整備計画の内容が基本計画に照らして適切であると判断した場合であって、当該 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備が各個別法の許可等を要する行為であるときは、 都道府県知事等に協議することが必要となります。
- ✓ 協議を行った場合には、当該協議について、都道府県知事等から同意を得なければ設備整備計画を認定することはできません(当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の届出をしなければならない行為である場合を除く。)。万が一、認定行為を行ったとしても、認定の効果は発生しません。
- ✓ 協議を要する行為と当該協議の相手先は、それぞれ以下の表のとおりです。

協議対象となる行為	協議対象者
農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要する行為(指定市町村以外の場合)	都道府県知事
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の届出を要する行為	都道府県知事
森林法第10条の2第1項又は第34条第1項若しくは第2項の許可を要する行為	都道府県知事
漁港漁場整備法第39条第1項の許可を要する行為	都道府県知事
海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を要する行為	海岸管理者
自然公園法第20条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する行為(国立公園において行うもの)	環境大臣(地方環境事務所)
自然公園法第20条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する行為(国定公園において行うもの)	都道府県知事
温泉法第3条第1項又は第11条第1項の許可を要する行為	都道府県知事

[※] 地方自治法の規定に基づき、都道府県知事が各個別法に関する事務を計画作成市町村が処理することとしている場合であっても、 都道府県知事に協議することが必要であることに留意してください。

[※] 指定市町村とは、農地法第4条1項に規定する指定市町村のことです。

(6) 設備整備計画についての協議(都道府県)



✓ 都道府県知事等は、市町村から協議を受けた場合においては、個別法の規定に照らして審査を行います。その際、協議に係る設備整備計画の内容によっては、各個別法の手続に準じて協議や意見聴取を行う必要があります。なお、審査等に当たっては、ワンストップ化の趣旨を踏まえ、通常の許可手続に要する時間を超えない範囲で同意の可否を決定し、速やかにその結果を市町村に通知してください。

〇 協議の対象

協議対象となる行為	協議対象者
農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要する行為(4ヘクタールを超える農地転用に係るもの)	農林水産大臣(地方農政局)
温泉法第3条第1項又は第11条第1項の許可を要する行為(隣接都府県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合)	環境大臣

〇 意見聴取の対象

意見聴取の対象となる行為	意見聴取の対象者
農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要する行為(※)	農業委員会
森林法第10条の2第1項の許可を要する行為	都道府県森林審議会
温泉法第3条第1項又は第11条第1項の許可を要する行為	自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制 の機関

※30aを超える農地が含まれる土地に係るものであるときは、農業委員会は意見を述べる前に、都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することが必要です。 また、このほか必要があると認めるときは、同機構に意見聴取することができます。

(7) 協議に対する同意



- ✓ 都道府県知事等は、協議を受けた設備整備計画に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為について、 各個別法の基準に照らして適当と判断した場合には、計画作成市町村に対して同意をするものとします。
- ✓ 都道府県知事等は、市町村に対する同意に際しては、設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー 発電設備等の整備をしていない場合に、市町村がその認定を取り消すことを条件として付することが適当です。
- ✓ 再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為の内容が不適当である場合等都道府県知事等が同意をしない場合には、その理由を市町村に対して通知することが適当です。
- ✓ 市町村は、都道府県知事等の同意があれば、速やかに設備整備計画の認定を行います。

3. 市町村による指導・助言(設備整備計画の実施状況の確認)



- ✓ 市町村は、設備整備計画を作成しようとする設備整備者に対し、必要な指導・助言を行うことが重要です。
- ✓ 設備整備計画を認定した後も、計画の進捗状況の報告を求めるなどその実施状況を確認することが重要です。
 - 設備整備計画の認定を申請しようとする設備整備者が、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく農地法の特例措置を活用し、第1種農地を設備整備区域に含めようとする場合は、設備整備計画中の農林漁業の健全な発展に資する取組等について、協議会における協議が調っている必要があります。このため、設備整備計画の申請前に農林漁業の健全な発展に資する取組等について協議会に諮る必要がある旨をアドバイスしてください。
 - 市町村は、設備整備計画の認定を受けた設備整備者に対して、再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業の健全な発展に資する取組の内容等について、必要な指導・助言を行ってください。指導・助言の内容として、例えば以下のようなことが考えられます。
 - ① 農林漁業の健全な発展に資する取組に活用可能な支援策(補助金、税優遇等)の紹介
 - ② 農地法等の農山漁村再生可能エネルギー法の特例措置に係る個別法の他、電事法等の関連する個別法の法令の適用・解釈の説明、手続の方法等の教示等

国の相談窓口において、国や都道府県の支援策や個別法の遵守等に関する情報提供していますので、ご活用ください。

○ また、認定設備整備計画の進捗について定期的に報告を求めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の実施状況について確認を随時行うことが必要です。

さらに、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って、再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていないと認められる場合には、その理由を聴取し、当該認定設備整備計画に従って当該整備及び当該取組を行うよう指導を行うとともに、必要に応じ、協議会の構成員となっている専門家等の知見等を活用した助言等を行ってください。

4. 認定設備整備計画の認定の取消し



✓ 市町村は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認める場合や認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すことが求められます。

【認定の取消し事由】

O 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない と認めるとき

市町村が認定設備整備者に対して指導・助言を行ったにもかかわらず、これに従わず、当初認定を受けた設備整備計画の内容に従って発電設備等の整備を行っていない場合には、認定設備整備計画の認定を取り消す対応も必要となります。

○ 認定の申請を行った設備整備計画自体に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合等

市町村が設備整備計画の認定を行う場合、言うまでもなく、当該認定という行為は、瑕疵なく適法に行われることを前提としています。このため、仮に市町村の認定という行政処分に瑕疵があった場合(例:設備整備計画に虚偽の記載があった場合等)であって、その瑕疵が違法な内容である場合には、市町村は、その認定を取り消す必要が生じる場合があります。

また、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合、市町 村の指導・助言によってもその是正が困難な場合には、認定設備整備計画の認定を取り消すことも考えられます。

なお、認定を取り消す時は、設備整備計画の認定取消通知書を、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン」 様式例第14号により作成し、当該認定設備整備計画の申請者に交付してください。

4. 認定設備整備計画の認定の取消し(続き)



- ✓ 認定設備整備計画の認定を取り消すことにより、この法律に基づく各個別法の許可等があったとはみなされない状態 (=発電設備の整備のために行った土地の開発行為が違法状態)となるため、各個別法に基づく原状回復命令等の対象となる場合があります。
- ✓ 認定の取消しは、行政手続法の不利益処分に該当します。このため、同法に基づく聴聞手続の実施等が必要となる場合があります。
- 認定の取消しにより、法第9条から第15条までの各個別法に基づく許可等があったとはみなされない状態となります。 この場合、農地法等の各個別法に基づく原状回復命令や罰則の適用がされる場合も考えられます。
- このように、認定設備整備計画の認定が取り消されれば、当該地域での再生可能エネルギーの導入や農林漁業の健全な発展に資する取組に支障が生ずるとともに、関係者に大きな影響が及ぶこととなります。

このため、法第21条に基づき、認定設備整備者に対して発電設備の整備や農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を常日頃から行い、認定の取消し事由の発生のリスクを極力小さくすることが必要です。

○ なお、認定の取消しは、行政手続法(平成5年法律第88号)の不利益処分に該当することから、同法に基づき、聴聞手続の実施や不利益処分の理由の提示などを行う必要があります。

この手続の中で、認定設備整備計画に従って、再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていない理由等をよく確認した上で、認定取消しの要否を判断する必要があります。

〇 認定を取り消した場合は、遅滞なく、法第7条第4項に規定する同意後の設備整備計画の認定の取消しに係る通知を 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画 制度の運用に関するガイドライン」様式例第15号により作成し、当該認定設備整備計画について法第7条第4項に基づく 協議を行った都道府県知事等に通知願います。また、この他にも広く関係者に周知することが望ましいと考えられます。

5. 基本計画の見直し・変更

- ✓ 市町村が作成した基本計画は、地域における再生可能エネルギー発電の進展状況、新たな設備整備者の登場、協議会における協議の熟度等に応じ、必要に応じて見直し、変更をすることが重要です。
- 基本計画を作成した市町村は、次のような場合にはその内容を随時見直し、必要に応じて変更をしてください。
- ① 地域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性 化の進展度合い
- ② 地域経済や社会の状況等
 - ・地域の人口の増減や産業構造の変化に伴い、地域振興に関する計画等の変更があった場合等
 - 農業振興地域整備計画や地域森林計画等の農林漁業の振興に関する他の計画等の変更があった場合等
- ③ 設備整備者からの提案
 - 認定設備整備計画の変更の申し出があった場合
 - 新たな設備整備者からの参画したいという申し出があった場合等
- 基本計画の見直し・変更の際にも、協議会を組織している場合は協議会への協議等を行うことが必要です。また、変更後の基本計画についても公表するとともに、国の相談窓口への共有に努めてください。

なお、基本計画の変更に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

6. 基本計画の様々な活用方法

✓ 農山漁村に豊富に存在する資源を活用して、農林漁業との調和を図りながら再生可能エネルギー発電を促進し、売電収入の地域への還元、農林漁業者の所得の向上等を通じて、地域の活力向上や持続的発展を図る上で、農山漁村再生可能エネルギー法を上手に活用することが重要です。

- たとえば、地域づくりの一環として再生可能エネルギーに取り組もうとしている、又は取り組むことを決めている場合、 地域の関係者による協議会を設置して基本計画に定める事項の内容を協議し、合意内容を基本計画に反映するとと もに、当該基本計画の確実な実施により、地域の活性化を図ることが期待されます。
- また、農山漁村再生可能エネルギー法の枠組みを活用することなく、再生可能エネルギー発電を行おうとする場合であっても、市町村が基本計画に設備整備区域を定めていれば、農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整を適正に行う観点から、当該事業者から再生可能エネルギー発電設備の整備の整備の相談があれば、基本計画に定めた設備整備区域に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導することも可能です。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき市町村が作成する地方公共団体実行計画に再生可能エネルギーの利用促進に関する事項を規定するに当たっては、整合性の確保を図る観点から、農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画に規定しようとする内容を位置づけることも有効です。
- 平成28年4月より電力小売全面自由化が開始されたことを受け、地域資源を活用した再生可能エネルギー電気や併せて発生する熱等のエネルギーを、農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需要とマッチングさせるといった再生可能エネルギーの地産地消の取組を基本計画に規定することもできます。

さあ、基本計画作成を始めましょう

- ロ 本手引き書では、基本計画、設備整備計画の作成のイメージを提示してきました。
- ロ 本手引き書が、協議会の設置、基本計画の作成、設備整備計画の作成等に取り組む きっかけとなれば幸いです。
- ロ 市町村の地図を広げて、土地の利用状況、未利用資源の分布の状況を確認してみませんか。未だ活用しきれていない空き地や農業上の再生利用が困難なまでに荒廃した土地はないでしょうか。再生可能エネルギーに適した土地、バイオマス資源が地域にあるのではないでしょうか。
- □ 農林漁業の発展に必要な農地等はしっかりと確保しつつ、それ以外の場所を再生可能 エネルギーの利用に充て、地域の農林漁業の実情を踏まえつつ、地域の方々と一丸と なって、再生可能エネルギー発電を契機とした農山漁村の活性化に向けたストーリーを作り出していきませんか。